

佐介第49号
令和2年4月8日

佐倉市指定介護（介護予防）サービス事業所
管理者様

佐倉市福祉部長 丸島 正彦

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス提供の対応について（通知）

平素より佐倉市の介護保険事務にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策に努めていただいているところですが、昨日、都市部における急速な拡大を受けて、千葉県を含めた7都府県を対象に、法律に基づく緊急事態宣言が発出されました。

千葉県では緊急事態宣言において、社会福祉施設への通所は『生活の維持に必要な場合』との見解が示されましたが、国の新型コロナウイルス感染症対策本部からは、密閉、密集、密接のいわゆる『3つの密』の環境を避けるほか、他人との接触回数や外出を極力控えるなど、一人一人の行動変容が重要との考えが示されています。

そこで、真にサービスを必要としている利用者へサービス提供が滞りなく行えるよう、感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間の対応として、サービスの必要性を再度検討のうえ、サービス内容の変更を行う等、適切な対応をお願いします。

参考として、次のとおり、感染予防や人員不足に応じたサービス内容変更の具体例をお示しします。

なお、サービス提供に当たっては、換気や手指及び備品の消毒の徹底など感染防止に努め、万一感染が確認された者又は感染が疑われる者が発生した場合は、すみやかに関係機関に連絡されるようお願いをいたします。

1 必要なサービスの再検討の例

(1) サービス内容の変更

- ・ サービス提供時間の短縮等
- ・ サービス提供日の減・サービス利用回数の減
- ・ サービス内容の縮小、変更

⇒ 集団プログラムの縮小・中止や弁当の利用等のほか、利用者等の意向を確認したうえで電話による安否確認をした場合でも介護報酬の算定が可能です。

- ・ 従業者が居宅を訪問し配食（弁当を購入し提供）等のサービス提供を実施
⇒ 訪問して提供したサービス時間の区分に応じた報酬請求ができます。個別機能訓練加算については、従前よりプランに位置付けられていた方に訪問時に機能訓練を実施した場合に算定可能です。

- ・ 入浴を清拭または部分浴に変更、入浴回数の減
⇒ 感染防止を事由とする清拭等への変更は、入浴介助加算、入浴介助体制加算の算定が可能です。

- (2) サービス提供の中止 (※介護報酬請求はできません。)
・他の居宅サービス (訪問介護 等) を利用

2 手続き等

- (1) 各事業所で、サービス計画の内容を変更してサービス提供する場合は、事前に利用者へ説明し理解を得るようにしてください。なお、今回は非常時であるため、利用者からの文書による同意は必須としませんが、サービス提供記録等に残すとともに、利用料金を含めて、利用者の理解が得られるよう丁寧な説明をお願いします。
- (2) 居宅介護支援事業者との十分な連絡調整を行ってください。
- (3) 人員不足等により休業とする場合は、介護保険課にご一報くださるようお願いいたします。

3 感染が確認された者又は感染が疑われる者が発生した場合の連絡

万一、職員や利用者等で感染が確認された者又は感染が疑われる者が発生した場合 (※) は、『新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター』(印旛健康福祉センター 電話043-483-1466) に電話連絡し、指示を受けていただくとともに、介護保険課にご連絡くださるようお願いいたします。

※ 新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等の利用者等 (当該施設等の利用者及び職員等をいう。) であって、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上 (高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度) 続いている者又は強いだるさ (倦怠感) や息苦しさ (呼吸困難) がある者、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であってPCR陽性等診断が確定するまでの間の者です。

【問い合わせ】

介護保険課 介護給付班 (担当: 平岡)

電話: 043-484-6174

メール: kaigo@city.sakura.lg.jp